

在ニュージーランド日本国大使館メールマガジン（第16号）

在留邦人の皆さまへ

日頃から、当館の諸活動に御関心をお持ちいただき感謝申し上げます。当館メールマガジン第16号（2016年10月）を配信しますので、御意見・御要望等があれば、随時お寄せくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 海外安全対策情報の更新について

ニュージーランド国内では、これまで大きな治安上の問題は起きていません。しかし、犯罪の発生率については、日本のそれと比較した場合依然として高く、防犯対策には十分な注意が必要です。最近ニュージーランドでは、強盗及び侵入窃盗の被害が多発しています。犯罪被害に遭わないよう、戸締まりをしっかりと確認し、被害の防止に努めてください。7～9月期の海外安全対策情報を更新しましたので、詳細は当館ホームページを御覧ください。

http://www.nz.emb-japan.go.jp/visiting_japan/consular_j.html

2 在外選挙人名簿の登録について

昨年の公職選挙法の改正により、投票に際しての選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられました。満18歳以上で、所定の要件を満たす方は在外選挙人名簿への登録が可能です。登録には通常2か月程度の時間がかかりますので、在外選挙人証を未だお持ちでない方は、是非当館において手続きをお願いします。

3 在外選挙の郵便投票における投票用紙の請求時期について

選挙期日の公示又は告示日から選挙の期日（国内の投票日）まではあまり時間がないことや、投票用紙の請求・交付及び投票の送付に時間がかかること等を考慮し、国内の市区町村選挙管理委員会では、衆議院議員若しくは参議院議員の任期満了の60日前又は衆議院議員の解散の日から投票用紙等の送付を開始しています。ついては、在外選挙人証をお持ちの皆様で郵便投票を希望される方は、投票用紙等を予め余裕を持って請求してください。

4 出生届の提出（国籍留保をしないと日本国籍が喪失します）について

海外にお住まいの方の場合、お子さんが生まれた日を含めて3か月以内に在外公館に届け出るよう日本の法律で義務付けられています。出生により、ニュージーランドの市民権を取得した場合は、日本の国籍を留保することが可能ですが、3か月以内に出生届を提出しないと、出生時に遡って日本国籍が喪失することとなりますので、御注意ください。

5 「ジャパン・フェスティバル」について

本年11月下旬に、「ジャパン・フェスティバル」が開催されます。同フェスティバルは、2年に一度ウェリントン市内で開催される一大イベントです。前は1万人以上の方々の

御来場をいただきましたが、今回もその中核的な催しである「ジャパン・デイ」が以下の要領で開催されます。

詳細については、近く当館ホームページに掲載する予定ですので、御家族・御友人等お誘いの合わせの上、是非会場に足をお運びください。

・主催：ウェリントン市，アジアNZファンデーション，国際交流基金及び当館

・日時：11月26日（土）10時～17時（予定）

・場所：TSB Bank アリーナ（4 Queens Wharf, Wellington）

http://www.nz.emb-japan.go.jp/about_us/EventCalendar.html

6 ウェリントン補習授業校からの行事（「Maturi Gala」開催）について

ウェリントン補習授業校と Crofton Downs Primary School（現地校）は、共催で毎年恒例の「Maturi Gala」を開催します。補習授業校は、手作りたこ焼きの販売やヨーヨー釣り等の催しを行うほか、バザー会場において、書籍・雑誌、DVD、子供服、玩具及び日用雑貨等を安価で販売する予定です。また、現地校も、各種アクティビティーやフードストールの出店、更にステージ上でのパフォーマンス等を準備しています。是非、御家族・御友人をお誘い合わせの上、会場に足をお運びください。

日 時： 11月5日（土） 11：00～14：00

会 場： Crofton Downs Primary School（Chartwell Drive, Crofton Downs）

問い合わせ先： ウェリントン補習授業校 j-nz.jvs@xtra.co.nz